

下水道

## 3号公共下水道事業について

次の2点について伺う。  
**Q 1** 現在までの進捗状況について

2 今後の見通しについて

**A** 1 1点目について、3号区域を下水道で処理するにあたり、町として単独処理が困難と判断された中で、流域の編入も含めて検討する組織として、神奈川県小田原市、箱根町の3者による事務レベルでの検討会を平成13年12月に発足した。

2 2点目について、流域の全体計画の見直し結果により、汚水量的には編入が可能とのことであるが、今後は流域幹線処理場にかかる費用の概算額と箱根分の負担割合がどのようになるのかを酒匂川流域下水道連絡協議会分科会において算出すべく作業を進めているところである。

また、今回の流域下水道の全体計画の見直しによる酒匂川流域下水道連絡協議会の各市町の編入決定が16年中に開催予定の臨時協議会で最終決定する予定となっていることから、箱根町においてもそれまでの間にはつきりとした方向性を打ち出す必要がある。

現在、酒匂川流域下水道連絡協議会のメンバーである3市6町に箱根の編入を投げかけをしている状況である。また、事務レベルで協議を

行ってきた検討会を解散し、平成16年4月28日よりそれに替わる組織として、県、小田原市、箱根町の3者で、下水道整備に関する事項について、相互理解と共通認識の基に意見交換ができる組織である「下水道整備連絡調整会議」を発足したところである。

なお、早川は観光地箱根にとっても大変重要な観光資源であり、だれもが川に親しめる環境は、重要であるが私も認識している。また、観光地を流れる川がきれいであってほしいと願っている。

いずれにしても、下水道事業は多額の費用と長い年月が必要なことから、町にとっても大変重要な事業であると認識しており、現在町の財政状況が大変厳しいことは周知のとおりであるが、財源の確保や既存の第1号・第2号の事業計画等を含めた下水道事業全体の将来計画等、長期計画の中で、進めなければならぬと考えている。

また、今回の流域下水道の全体計画の見直しによる酒匂川流域下水道連絡協議会の各市町の編入決定が16年中に開催予定の臨時協議会で最終決定する予定となっていることから、箱根町においてもそれまでの間にはつきりとした方向性を打ち出す必要がある。



長寿介護

## 安心できる介護保険制度を

次の2点について伺う。

**Q 1** 当町で実施している保険料、利用料減免制度をさらに低所得者に適用できるように

2 境界層認定制度を活用できるように改善を

**A** 1 1点目について、介護保険料については、負担能力に応じた段階的な保険料を設定しており、所得が低い場合には保険料負担も低くなる仕組みとなっている。

2 2点目について、境界層の認定については、平成12年7月14日付けで、当時の厚生省通知の境界層該当者の取り扱いにより、保健福祉事務所ですpecificな認定事務を行っているが、現在まで適用となったケースはなかったものである。

いずれにしても、所管である小田原保健福祉事務所との連携を密にいくとともに、窓口における納付相談の際、あるいは介護老人保健施設等の相談員へ制度の徹底を図るなど、適切に対応していきたいと考えている。

また、利用料の減免については、平成14年4月から町独自に低所得者の負担軽減を図る制度として、介護保険サービス利用者負担助成事業を

実施している。

保険料、利用料の減免制度については、さらに低所得者に適用すべきとのことですが、拡大する考えは現在のところないが、全国の市町村で間で軽減措置に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るためにも、法制度化された軽減措置の明確な位置づけをしていただくよう、引き続き強く国、県へ要望していきたいと考えている。

2点目については、境界層の認定については、平成12年7月14日付けで、当時の厚生省通知の境界層該当者の取り扱いにより、保健福祉事務所ですpecificな認定事務を行っているが、現在まで適用となったケースはなかったものである。

いずれにしても、所管である小田原保健福祉事務所との連携を密にいくとともに、窓口における納付相談の際、あるいは介護老人保健施設等の相談員へ制度の徹底を図るなど、適切に対応していきたいと考えている。

また、利用料の減免については、平成14年4月から町独自に低所得者の負担軽減を図る制度として、介護保険サービス利用者負担助成事業を